

(別紙)

「口座振替による支払及びファクスによる口座振替通知登録申出書」
申出に係る注意事項等

- 1 当該申出書を受領する際には、以下の書類提出を求めて本人確認を行わせていただきます。

個人	<ul style="list-style-type: none">・本人が確認できる書類（運転免許証、個人番号カード《個人番号には黒塗りが必要》、パスポートの写し 等）・口座番号が確認できる書類（通帳の写し等）
法人	次の1又は2の書類 <ul style="list-style-type: none">1 法人の印鑑証明書の原本及び口座が確認できる書類（通帳の写し等）2 法人の登記事項証明書の原本及び代表者本人の本人確認ができる書類（個人の場合に準ずる）並びに口座が確認できる書類（通帳の写し等）

- 2 債権者登録の本人確認は、新たな申請者から実施させていただきます。
既に債権者登録があり、適切な支払実績がある場合は、既存の債権者情報をもって本人確認がとれた口座情報とします。
- 3 本人確認により提出を求めた書類等は、本人確認を行った所属で責任を持って適正に保管します。（保管期間5年）
特に個人の本人確認に係るものについては、厳格に取り扱います。
- 4 本人確認等書類で写しを求めているものについては、スマホ等モバイルで撮影した画像ファイルによる提出でも可とします。